

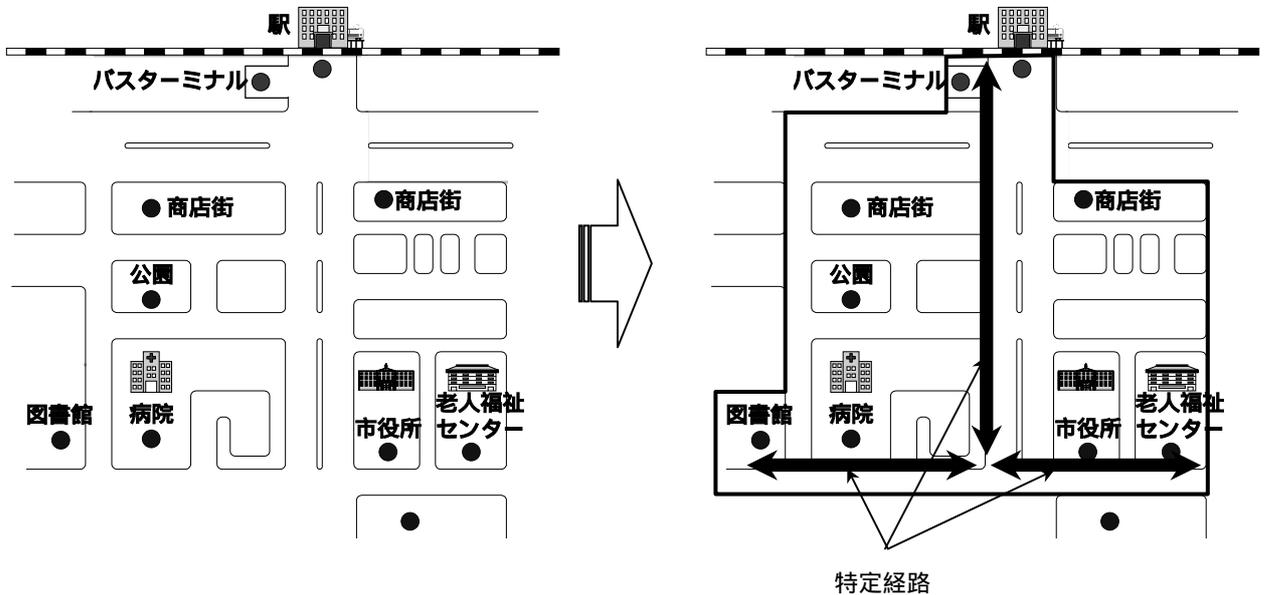
#### 4. 重点整備地区の区域と経路

重点整備地区とは、交通バリアフリー法において、以下の3つの要件を満たす地区であることと定められています。また、その地区における区域はできる限り、町丁界、字界、主要な道路、鉄道、河川などの施設、都市計画道路などによって明確に区切ることとされています。

その区域内において、駅と高齢者や障害者などが相当数利用する官公庁施設、福祉施設、その他の施設を結ぶ経路のうち、歩道の幅員や段差、傾斜などの整備基準を満たすことができるもので、特に重点的かつ一体的にバリアフリー化を図る経路（以下、「特定経路」という）とされています。

1) 施設の分布 (配置要件)	・特定旅客施設から徒歩圏(500m~1km)にあり、相当数の高齢者、身体障害者などが利用する施設(官公庁施設、福祉施設、病院など)の所在地を含むこと。
2) 事業実施の必要性 (課題要件)	・特定旅客施設、一般交通用施設(道路、駅前広場、通路など)及び公共用施設(駐車場、公園など)について、高齢者、身体障害者などの利用の状況及び既に行われたバリアフリー化のための事業の状況から総合的に判断して、当該事業の実施が特に必要であると認められた地区。
3) 事業の効果 (効果要件)	・他の地区に優先して、かつ、各事業の整合性を確保してバリアフリー化のための事業が実施されることが、重点整備地区のみならず、都市が全体として有する様々な機能の増進を図る上で、有効かつ適切であると認められること。

<イメージ図>



ここでは、JR 志紀駅周辺地区において、特に重点的かつ一体的にバリアフリー化を図る区域と経路について示します。(図 - 8 参照)

### (1) 区域

区域は、JR 志紀駅を中心とした概ね 500m の徒歩圏を範囲とし、八尾市立志紀図書館、八尾市役所志紀出張所・コミュニティセンター、山本病院、緑風園などを含めた区域とします。

なお、区域の境界については交通バリアフリー法において、市境や主要道路、町丁目界などを基本とすることとされています。

### (2) 特定経路

特定経路は、JR 志紀駅と八尾市立志紀図書館、八尾市役所志紀出張所・コミュニティセンターなどの施設を結ぶ経路(経路1)と、山本病院などの施設を結ぶ経路(経路2)とします。

#### < 特定経路(経路1) >

路線名	延長	管理者
国道 25 号	約 490m	国
府道八尾道明寺線	約 250m	大阪府
市道志紀第 22 号線	約 480m	八尾市

( 総延長 : 約 1,220m )

#### < 特定経路(経路2) >

路線名	延長	管理者
市道曙川第 281 号線	約 50m	八尾市
市道曙川第 73 号線	約 210m	八尾市

( 総延長 : 約 260m )

### (3) その他経路

特定経路以外にも、高齢者や障害者などが駅および駅周辺の諸施設の間を移動する際によく利用すると考えられる経路については、交通バリアフリー法で規定されていませんが、全体構想に記載する「4 . 八尾市交通バリアフリーの整備構想(歩行空間について)」に基づいて、可能な限りバリアフリー化を図っていきます。

#### < その他経路 >

路線名	延長	管理者
駅前通路(駅前広場の一部約 6.0m <sup>2</sup> 含む)	約 20m	JR 西日本
市道志紀第 20 号線	約 120m	八尾市
市道志紀第 23 号線	約 380m	八尾市
市道志紀第 26 号線	約 490m	八尾市

( 総延長 : 約 1,010m )

<JR 志紀駅周辺地区の区域と経路>

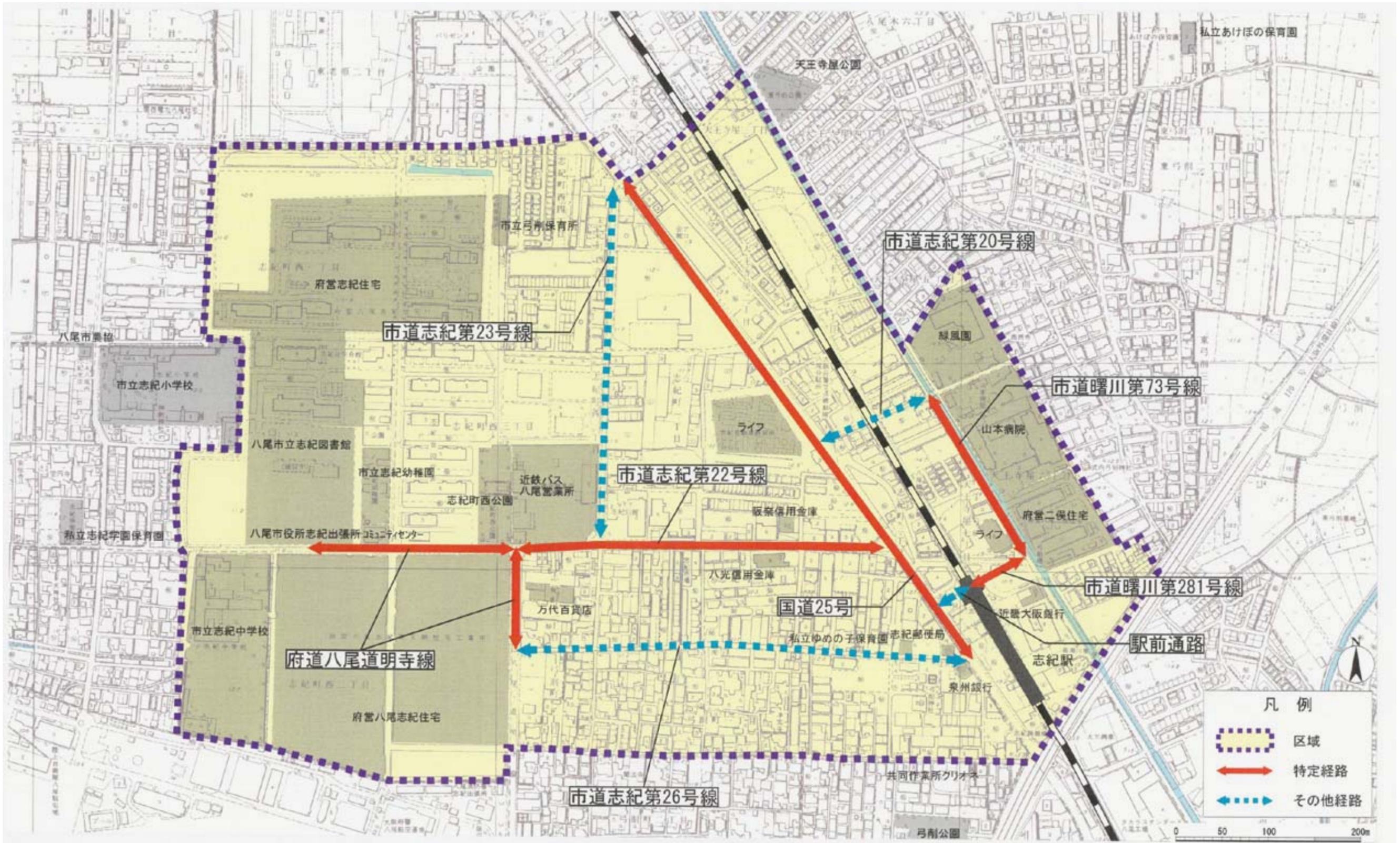


図 - 8 . JR 志紀駅周辺地区の区域と経路